

八頭中学校いじめ防止基本方針

八頭町立八頭中学校

I はじめに

この八頭中学校いじめ防止基本方針は、全ての生徒が安心して安全に学校生活をおくり、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう）の対策を総合かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

II いじめの定義と認知

（１）いじめの定義

法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

（２）いじめの認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）を活用して行う。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等においても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）へ情報提供することは必要となる。

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、周囲による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※上記以外の態様も想定される。（鳥取県 いじめ対策基本方針）

III 本校のいじめ未然防止の考え方

（１）いじめに対する基本的な認識

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- ② いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる可能性があり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。
- (2) いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- (3) 八頭中学校は『立志』志を立てる 『自律』自分を磨く 『創造』未来を創る」の教育目標があり、生徒の心身の健全な育成に向けて教育活動を推進している。したがって、いじめ防止の基本方針は八頭中教育の根幹といえる。
- (4) いじめの防止や解決は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係機関がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取組むことが大切である。
- (5) 八頭町教育委員会と八頭町内小中学校の教職員で組織される校長会をはじめとする各部会や兼務教員の活動を通して、生徒に関わる様々な情報交換やいじめの未然防止に向けた取組みなど、小中学校が八頭町として一貫したいじめ防止対策に取り組む。
- (6) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われるため、いじめ問題も例外ではなく、大人が「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有は、いじめの防止や解決に不可欠である。

IV いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制

いじめ防止のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【 構成員 】 ※会の中心となる担当者は生徒指導主事とする

〈平常時〉 校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 教育相談担当 養護教諭

〈いじめ発生時〉 校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 教育相談担当 養護教諭
関係教職員 スクールカウンセラー

※事案の内容により、町教育委員会、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、学校医等も構成員に追加し柔軟に対応する

(2) いじめの未然防止のための取組み

- ① いじめを許さない・見過ごさない環境づくり
- ② 全教育活動を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を全教職員が持ち、いじめを許さない雰囲気を学校全体に醸成する。
- ③ 生徒の豊かな心を育てると共に、自他を尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育・体験活動等の充実を図る。
- ④ 基本的生活習慣や家庭学習習慣の育成、規範意識の醸成など更に充実を図る。
- ⑤ 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるように、指導の充実を図ると共に、生徒一人一人の自己有用感・自己肯定感の涵養に努める。
- ⑥ 学校での情報モラル教育・インターネット利用による脳への影響について、保護者啓発を様々な機会を捉えて積極的に推進する。

V いじめの早期発見に向けて

- (1) 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、研ぎ澄まされた人権感覚を持って、日頃から生徒との関わりを深めると共に、いじめの兆候を察知した場合は速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、その情報を管理職及び関係職員間で共有する。
- (2) いじめの早期発見に向けた取組み

- ① 生徒の一日の様子、保健室への来室状況から、生徒の些細な変化を見逃さない。
- ② 毎日の生活ノートを有効活用する。
- ③ 生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭が実施するアンケート等を活用し、生徒の悩みや実態を把握する。
- ④ 個別相談の実施。
- ⑤ 教育相談週間の実施。
- ⑥ スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーとの連携により早期に情報共有を図る。

VI 事案対処への取組み

(1) いじめの認知について

いじめと疑われる事案や情報が教職員に寄せられた時は、一部の教職員にとどまることなく、組織による認知を行う。

- ① いじめを察知又は認知される場合があれば、直ちに当該生徒の学年主任及び生徒指導主事に連絡する。
- ② 生徒や保護者等からの情報は、通報を受けた担当教職員だけに止めず、直ちに該当生徒の学年主任及び生徒指導主事に連絡する。
- ③ 連絡を受けた学年主任及び生徒指導主事は、管理職に通報する。
- ④ 管理職は、一刻も早くいじめ防止対策委員会を招集する。

(2) 事態への対応について

情報の集約・整理を生徒指導主事が中心となってい、いじめ防止対策委員会の判断を得た後、その判断に基づいた動きを学校体制で行う。

- ① 迅速・綿密且つ的確な情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録の共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行う。
- ② 事実確認を元に関係する教職員が共通理解をしながら事態に対応する。
- ③ いじめを受けている生徒の安全・安心を最優先に対応する。
- ④ いじめを行った生徒へは毅然とした指導を行う。
- ⑤ 該当する生徒の保護者の理解と協力を得ながら、緊密に連携して、保護者と共に生徒の指導にあたる。
- ⑥ 傍観者の立場にいる生徒への指導を適切に行い、再発防止を図る。
- ⑦ 心身のケアが必要な生徒がいる場合は、専門機関と連携する。
- ⑧ 学校へ相談できない状況であれば、学校以外の相談窓口を紹介する。

(3) 重大事態発生時の対応について

【重大事態の捉え】

- ・ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ・ いじめにより本校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 事態への組織的な対応は、上記(2)に準じたものとする。

- ・ 的確な情報収集
- ・ 緊急校内組織の対策会議の開催
- ・ 調査による実態把握
- ・ 解決に向けた指導と支援
- ・ 継続指導及び経過観察

・再発防止(下記(5))

- ② 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。その際、一人で無理な場合は他の教職員の応援を求める。
 - ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。
 - ④ 八頭町教育委員会と連携を取りながら必要な対応を行うと共に、当事者の保護者には十分な配慮をして状況を伝える。
 - ⑤ 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合、或いはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、八頭町教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- (4) インターネット上のいじめ対応について
- ① 学校単独での対応が困難と判断した場合、八頭町教育委員会と相談しながら対応を考える。
 - ② 必要に応じて鳥取地方法務局に協力を求める。
- (5) 再発防止に向けた取組みについて

【解消している状態の捉え】

- ・相当な期間(少なくとも3ヶ月間)いじめに関わる行為がない状態が継続していることを目安とする。
- ・いじめを受けた生徒本人及びその保護者に面談を行い、生徒本人が心身の苦痛を感じていないことを第一に、他の事情も勘案して慎重に判断する。

- ① いじめが解消するまで、継続的に見守りと支援を行う。
- ② 経過観察と進級時・進学時等の確実な引継ぎを行う。

Ⅶ 家庭や地域との連携について

- (1) 参観日・個別懇談会、PTA活動等あらゆる機会を活用して、普段から保護者との連携を十分に図るように努める。
- (2) 学校ホームページや各種通信等を通じて適切な情報提供を行い、いじめ防止対策や対応について啓発活動を行う。
- (3) 学校運営協議会、民生児童委員への適切な情報を提供し、連携を深める。

Ⅷ 関係機関との連携について

いじめ防止の取組みを実施する時やいじめが発見された場合には、その内容や関わる生徒・保護者の実態に応じて、次の関係機関・関係団体等の協力や助言を仰ぐ。

- ・八頭町教育委員会
- ・鳥取県警察本部・郡家警察署
- ・児童相談所
- ・八頭町役場 町民課
- ・鳥取地方法務局
- ・専門家(弁護士・精神科医・小児科医・臨床心理士・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等)
- ・地域関係団体(PTA・青少年健全育成協議会・児童民生委員・主任児童委員等)

令和7年4月 改定